蜜蜂を飼育している皆さまへ

蜜蜂を飼育する方(趣味の範囲で飼育している方を含む)は、養蜂振興法 に基づく「蜜蜂飼育届」の提出が必要です。

【届出対象者】

・原則、蜜蜂を飼育するすべての方が対象で す。 (詳細は下記お問い合せ先まで)

【届け出期間】

令和6年1月4日(水)~1月31日(水)

【届出事項】

・届出者の住所、氏名、電話番号、飼育場所、 飼育予定蜂群数など

【届出書類】

- ・岡山県農林水産部畜産課ホームページから 「蜜蜂飼育届」をダウンロード (https://www.pref.okayama.jp/ page/406857.html)
- ・県民局にお問い合せのうえ、受け取り

【その他】

- ・届け出に手数料はかかりません。
- ・令和5年の飼育状況から変更がない場合も、 必ず毎年1回飼育届を行う必要があります。
- ・ハチミツを販売する目的で蜜蜂を飼育する場 合、養蜂振興法もしくは岡山県蜜蜂転飼条例 に基づく許可が必要となることがあります。 詳しくは下記お問い合せ先までご連絡くだ さい。

【提出先・お問い合せ先】

岡山県美作県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課 畜産第一班 〒708-8506 津山市山下53 電話 (0868) 23-1310

アスパラガス栽培を始めませんか

アスパラガス栽培を新たに始める生産者を募集しています。津山地域でのアスパ ラガス栽培は県内二位の産地規模となっています。

栽培の魅力として次の点があります。

- ・軽量品目のため、女性や高齢者でも取組みやすい。
- 販売単価が安定している。
- ・一度植えると十年程度栽培できる。また、JA晴れの国岡山つやまアスパラガ ス部会では、初心者向けの講習会を開催しており、初めての方でも安心して取 組めます。

興味がある方はお問い合せください。

お問い合せ先 美作広域農業普及指導センター 電話(0868)23-21525

知って得する!農業者年金を

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を!

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

-定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助

保険料は全額社会保険料控除の対象など、生涯を通じて大きな節税効果!

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

・年間60日以上農業に従事している方で、国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、 国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)

詳しくは、農業者年金基金へ (https://www.nounen.go.jp)

お問い合せ先 独立行政法人農業者年金基金 電話 (03) 3502-3199 (相談員) 電話(03)3502-3942(企画調整室)